

(指定介護老人福祉施設)
特別養護老人ホーム 慈生園
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(山梨県指定 第1970700074号)

峡南広域行政組合

当施設は、ご利用者に対して指定介護福祉サービスを提供します。

当施設の概要及び提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 法人

法人の名称	峡南広域行政組合
法人の所在地	山梨県西八代郡市川三郷町岩間495番地
法人種別	地方公共団体
代表者氏名	代表理事 望月幹也
電話番号	0556-32-5011

2 施設

施設の名称	介護老人福祉施設 慈生園
施設の所在地	山梨県南巨摩郡南部町中野2847番地
施設長名	管理者 芹澤 渡
電話番号	0556-64-2024
FAX番号	0556-64-2214

3 施設の運営方針

- ・利用者が有する能力に応じ、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の援助、機能訓練、健康管理を行うことにより、利用者の心身の機能の向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援（自立支援）します。
- ・当施設において提供する介護老人福祉サービスは、介護保険法並びに関係する厚労省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとし適切な介護技術をもって利用者が必要とするサービスを提供します。
- ・事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健、医療、福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めます。

4 施設であわせて実施する事業

事業の種類		利用定員	山梨県知事の事業者指定	
			指定年月日	指定番号
施設	介護老人福祉施設	30名	平成12年3月13日	1970700074
居宅	通所介護	25名		
	短期入所生活介護	4名		

5 施設の概要

介護老人福祉施設 慈生園（小規模特別養護老人ホーム慈生園）

敷 地		1 1 6 8 m ²
建 物	構造	鉄筋コンクリート造1階建（耐火建築）
	延べ床面積	9 2 3 m ²
	利用定員	3 0 名

（1）居室

居室の種類	室 数	面 積	1人当たりの面積
2人部屋	1 室	2 1 . 0 0 m ²	1 0 . 5 0 m ²
4人部屋	7 室	3 3 . 0 0 m ²	8 . 2 5 m ²
合 計	8 室	2 5 2 . 0 0 m ²	8 . 4 0 m ²

（注）指定基準では、居室1人当たり10.65m²以上となっています。

（2）主な設備

設備の種類	室 数	面 積	1人当たりの面積
食 堂	1 室	1 0 2 . 8 5 m ²	3 . 4 3 m ²
機能訓練室	1 室	4 1 . 2 5 m ²	
一 般 浴 室	1 室	1 8 . 0 0 m ²	
機 械 浴 室	特殊浴槽1台		
医 務 室	1 室	2 1 . 0 0 m ²	
静 養 室	1 室	2 1 . 0 0 m ²	1 0 . 5 0 m ²

（注）指定基準では、食堂と機能訓練室の合計面積は、1人当たり3m²以上となっています。

（3m²×入所定員）

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管 理 者	1		○			0.3	－	施設長 1名
生活相談員	1	○				1.0	1	介護福祉士 1名
介 護 職 員	15	○		○		14.8	10以上	介護福祉士 10名
看 護 職 員	1		○			1.0	1以上	看護師 1名
機能訓練指導員	1		○			1.0	1以上	看護師 1名
医師（嘱託）	3				○	0.1	必要数	
栄 養 士	1	○				1.0	1以上	管理栄養士 1名
介護支援専門員	1	○				1.0	1	介護支援専門員 1名

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算したものです。

7 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 常勤で勤務します。	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 常勤で勤務します。	4週8休
介護職員	早出（7：15～16：00） 日勤（8：30～17：15） 平常（9：45～18：30） 遅出（10：15～19：00） 夜勤A・B（17：00～9：30） 昼間は、原則として職員1名当たり、入所者3名のお世話をします。 夜間（19：00～7：15）は、原則として職員1名当たり、入所者15名のお世話をします。	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 常勤で勤務します。 夜間については、自宅待機にて緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導員	看護職員が、兼務します。	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 常勤で勤務します。	4週8休
医師	内科医師	毎週火曜日・金曜日 15：00～17：00
	理学療法士	毎月4時間程度
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 常勤で勤務します。	4週8休

8 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

サービスの種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるようにします。 （食事時間） 朝食 7：45～8：45 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用せざるをえない場合には、心身および活動状況に適したおむつを提供し、排泄状況をふまえて適切に交換します。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位をとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（所有資格：看護師）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器 2台 車椅子 31台 交互滑車訓練機 1台 平行棒 1台 下肢用訓練機 1台 極超短波治療機 1台 重錘バンド 1セット 干渉電流型低周波治療器 1台 姿勢矯正鏡 1台 ユーラインウォーカー 2台 マッサージ機 2台 足浴機 2台
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週2回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 （当施設の嘱託医師） 氏名：降矢 亮（所属病院：身延山病院） 診療科：内科 診察日：毎週火曜日・金曜日 15:00～17:00
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 （相談窓口）生活相談員：加藤かおり
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 主なレクリエーション行事：バスハイク、夏祭り、敬老会、誕生会

（2）介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回程度、南部町内理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
日常生活品費の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者およびご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、購入品名、数等を職員までお申し込みください。購入代金は、購入店よりの請求後個人口座より引き落としさせていただきます。
金 銭 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。 管理する金銭の限度額：限度はありません 管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印（原則として、1つ） 保管場所：会議室保管庫 保管管理者：管理者 芹澤 渡が責任をもって管理します。 出納方法：別添の「介護老人福祉施設契約者預り金に係る管理規程」のとおり

9 利用料

(1) 介護保険給付サービス

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（別添『介護福祉施設サービス料金表』参照） （施設介護サービス費の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。 また食費は1日あたり、1,445円、居住費は1日あたり、855円（令和6年8月以降は915円）とする。ただし、食費及び居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費の負担限度額とする。）
法定代理受領のない場合	介護報酬の告示上の額と食事及び居住にかかる基準費用額の合算額

(2) 介護保険給付外サービス

区 分	利 用 料
理 容 サ ー ビ ス	・ 理容サービス 1回 全額実費 ※サービスを細分化している場合（洗顔、洗髪、顔そり、カット等）は、項目ごとに金額を定めることもあります。
日 常 生 活 品 の 購 入 代 行 サ ー ビ ス	・ 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
金 銭 管 理 サ ー ビ ス	・ 基本サービス料 年間 0円 ・ 出納サービス料 出納1回ごとに 0円

(3) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特 別 な 食 事	・ 要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・ 日用品費：一日につき100円（利用者等の選択により） ・ 日常生活品の購入代金：実費相当額 ・ レクリエーション費用：材料費等の実費相当額 ・ クラブ活動費用：材料費等の実費相当額 ・ 健康管理費（予防接種に係る費用等）

10 苦情処理体制について

苦 情 処 理 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設に対する苦情は面接・電話・書面により苦情窓口担当者が受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。 ・ 苦情窓口担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。 ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。 ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。
-------------	--

当施設ご利用相談室	苦情解決責任者	管 理 者 芹 澤 渡
	窓 口 担 当 者	生活相談員 加藤かおり
	ご 利 用 時 間	毎週月曜日～金曜日（祝日は除く） 受付時間 9：00～17：00
	ご 利 用 方 法	TEL 0556-64-2024（代） FAX 0556-64-2214
第三者委員による 苦情の受け付け	(氏名) 望月 本映	住 所 山梨県南巨摩郡南部町南部8122番地 TEL 0556-64-2013
	(氏名) 佐野 勝行	住 所 山梨県南巨摩郡南部町大和2210番地 TEL 0556-64-2556
	(氏名) 佐野 薫	住 所 山梨県南巨摩郡南部町井出825番地1 TEL 0556-66-2705
	(委嘱期間)	令和6年4月1日より令和8年3月31日まで
行政機関その他の 苦情受付機関	南部町役場地域包括支援センター 住 所 山梨県南巨摩郡南部町内船4473-1 TEL 0556-64-4836（受付時間9：00～17：00） FAX 0556-64-3116	
	南部町役場福祉保健課介護保険係 住 所 山梨県南巨摩郡南部町内船4473-1 TEL 0556-64-4836（受付時間9：00～17：00） FAX 0556-64-3116	
	国民健康保険団体連合会 住 所 山梨県甲府市蓬沢1-15-35 TEL 055-233-9201（受付時間9：00～17：00） FAX 055-223-1204	
	山梨県社会福祉協議会 住 所 山梨県甲府市北新1-2-12 TEL 055-254-8610（受付時間9：00～17：00） FAX 055-254-8614	

1.1 緊急時・事故発生時等の対応と協力医療機関

緊急時・事故発生時の医療的対応	利用者の容態の変化があった場合は、嘱託医の指導と協力医療機関等への受診により対応します。また、容態の変化が急激かつ重篤な場合や不慮の事故発生等で緊急な対応が必要と判断した場合は、嘱託医、協力医療機関への緊急連絡・連携のもと必要な措置を講じます。	
ご家族・関係機関への連絡	利用者の容態の変化や不慮の事故等があった場合は、前項に示す医療的対応の他にご家族に速やかに連絡し、必要な処置について協議します。また、事故の発生については、当該介護保険者等へ連絡を致します。	
事故等に対する賠償の対応	サービス提供中、当施設の責任による事故等で利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償します。	
医療機関の名称	公益財団法人 身延山病院	特定医療法人 峡西病院
所在地	南巨摩郡身延町梅平2483	南アルプス市下宮地421
診療科	内科・外科・眼科・整形外科	精神科

1 2 協力歯科医療機関

医療機関の名称	南部歯科医院
所在地	山梨県南巨摩郡南部町内船 8 1 3 7 - 1

1 3 第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等の意見を把握する取組	無
第三者による評価の実施の有無	無

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「峡南広域行政組合慈生園 消防計画」及び「慈生園 非常災害対策計画」により対応を行います。			
地域との協力関係	南部町消防団南部分団第一部（南部町中野）に災害時の協力を依頼しています。			
平常時の訓練等・ 防災設備	別に定める「峡南広域行政組合慈生園 消防計画」にのっとり年3回、夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知機	有	屋内消火栓	有
	誘導灯	8 個所	非常通報装置	有
	ガス漏れ報知機	有	漏電火災報知機	有
	防火シャッター	2 個所	非常用電源	有
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和4年8月26日 防火管理者：芹澤 渡			

1 5 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対するサービスを提供するにあたり、次の事項を守ります。

- ①ご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康状態をみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携しご契約者から聴取・確認のうえサービスを提供します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を地域住民と連携し定期的に行います。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- ④科学的介護の取り組みを推進し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- ⑤認知症についての理解を深め、ご利用者本人を主体とした介護を行うことで、その方の尊厳を守ります。認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じます。

- ⑥ ご契約者及び他のご利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、ご契約者及びご家族へ説明し、その同意を得たうえで、必要最小限の範囲で行うように努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑦ 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、ご利用者の人権を擁護します。
- ⑧ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行います。
- ⑨ ご契約者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保管します。その記録については、ご契約者もしくはその身元引受人の請求に応じ閲覧させ、その複写物を交付します。
- ⑩ サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

1 6 当施設ご利用の際に留意いただく事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りいただきます。

来訪・面会について	ご面会時間は、平日の14:00～16:00となっております。来訪者は、面会時間を遵守し、その都度面会申請簿に必要事項をご記入ください。なお、面会の予約は前日（月曜日の場合は前週の金曜日）までお願いいたします。
外泊・外出について	外泊・外出の際には事前に届け出が必要です。行き先と帰園時間等を職員にお申し出ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	嘱託医師（身延山病院、峡西病院）以外の医療機関への受診付添い及び送迎は、当施設にて対応しますが、医師からの家族への来院依頼がある場合は家族あるいは身元引受人にて対応していただきます。
居室・設備・器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は禁止です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	ご家族のご協力をお願いします。（事情によっては職員が行います。）
現金等の管理	現金は基本的に個人口座へ入金し、手元には置かないこととなっております。
宗教・政治活動	施設内での他の入所者に対する布教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者)

介護老人福祉施設 慈生園

園長 芹澤 渡 (印)

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。